

平成 28 年公認会計士試験の施行

平成 28 年公認会計士試験の施行について、次のとおり公表する。

平成 27 年 6 月 17 日

公認会計士・監査審査会会長 千代田 邦夫

平成 28 年公認会計士試験を次のとおり行う。

1. 試験日時及び試験科目

イ. 第 I 回短答式試験

平成 27 年 12 月 6 日

| | |
|-------|-------------|
| 企業法 | 9:30~10:30 |
| 管理会計論 | 11:30~12:30 |
| 監査論 | 14:00~15:00 |
| 財務会計論 | 16:00~18:00 |

ロ. 第 II 回短答式試験

平成 28 年 5 月 29 日

| | |
|-------|-------------|
| 企業法 | 9:30~10:30 |
| 管理会計論 | 11:30~12:30 |
| 監査論 | 14:00~15:00 |
| 財務会計論 | 16:00~18:00 |

ハ. 論文式試験

平成 28 年 8 月 19 日

| | |
|-----|-------------|
| 監査論 | 10:30~12:30 |
| 租税法 | 14:30~16:30 |

平成 28 年 8 月 20 日

| | |
|-----|-------------|
| 会計学 | 10:30~12:30 |
| 会計学 | 14:30~17:30 |

平成 28 年 8 月 21 日

| | |
|------------------|-------------|
| 企業法 | 10:30~12:30 |
| 選択科目（1科目） | 14:30~16:30 |
| （経営学、経済学、民法、統計学） | |

2. 試験施行地

北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

3. 受験願書の提出

第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は、平成27年8月28日から同年9月11日までに、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は、平成28年2月5日から同年2月19日までに、希望する試験施行地を管轄する財務局等に提出すること。

なお、短答式試験全科目免除者及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書により出願すること。

提出方法は、書留又は簡易書留郵便によるものとし、第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は平成27年9月11日まで、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は平成28年2月19日までの消印があるものにより受け付ける。

| (試験施行地) | (管轄財務局等) |
|---------|----------|
| 北海道 | 北海道財務局 |
| 宮城県 | 東北財務局 |
| 東京都 | 関東財務局 |
| 石川県 | 北陸財務局 |
| 愛知県 | 東海財務局 |
| 大阪府 | 近畿財務局 |
| 広島県 | 中国財務局 |
| 香川県 | 四国財務局 |
| 熊本県 | 九州財務局 |
| 福岡県 | 福岡財務支局 |
| 沖縄県 | 沖縄総合事務局 |

4. 受験願書用紙等の請求

郵送による受験願書用紙等の請求は、必ず切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を添えて、財務局理財部理財課等あてに行うこと。

5. 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、第Ⅰ回短答式試験は、平成27年4月1日現在施行（適用）のもの（ただし、監査論及び企業法の出題範囲である会社法については、平成27年4月1日現在公布のもの）、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は平成28年4月1日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、平成28年1月1日現在施行のものとする。

6. 合格発表

| | |
|-------------|-----------------|
| イ. 第Ⅰ回短答式試験 | 平成28年 1月12日（予定） |
| ロ. 第Ⅱ回短答式試験 | 平成28年 6月24日（予定） |
| ハ. 論文式試験 | 平成28年11月11日（予定） |

7. その他

天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告する。